

熊谷市同和対策審議会

日 時 平成 23 年 7 月 13 日 (水)
午前 10 時 30 分から

場 所 熊谷市役所 3 階 303 会議室

目 次

・ 熊谷市同和対策審議会次第	1
・ 熊谷市同和対策審議会委員名簿	2
・ 議題(1) 平成22年度 人権教育・啓発事業実績について	
◎ 学校教育	3
◎ 社会教育	3
◎ 人権政策推進事業	6
◎ 生活相談事業	6
◎ 人権問題啓発事業	7
◎ 同和対策事業振興補助事業	8
◎ 隣保館運営事業	8
・ 議題(2) 平成23年度 人権教育・啓発事業計画について	
◎ 学校教育	10
◎ 社会教育	10
◎ 人権政策推進事業	12
◎ 生活相談事業	13
◎ 人権問題啓発事業	13
◎ 同和対策事業振興補助事業	14
◎ 隣保館運営事業	14
・ 参考 熊谷市同和対策審議会条例	16

熊谷市同和対策審議会会議次第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 題

(1) 平成22年度 人権教育・啓発事業実績について【報告】

(2) 平成23年度 人権教育・啓発事業計画について【報告】

(3) その他

8 閉 会

熊谷市同和対策審議会委員名簿

平成23年5月25日現在

NO	組織構成	氏名	備考
1	市議会議員	福田 勝美	
2	市議会議員	守屋 淳	
3	知識経験者	池田 三男	
4	知識経験者	小野寺 一規	
5	知識経験者	川田 勇	
6	知識経験者	田口 利一	
7	知識経験者	高橋 哲夫	副会長
8	知識経験者	成塚 道夫	
9	人権擁護委員	須長 民子	
10	人権擁護委員	田島 初男	
11	民生委員	高橋 須美子	
12	教育長	野原 晃	
13	市立小中学校長	島崎 一雄	
14	市立小中学校長	小峰 義明	

(1) 平成22年度 人権教育・啓発事業実績について

◎ 学校教育

1 人権作文集「じんけんくまがや」(第5集)発行

2 教育研究委嘱校の発表(平成21年度～平成22年度の委嘱)

・秦小学校 平成22年11月6日(土)

「互いに認め合い、思いやりのある行動がとれる子の育成
－自分の思いをしっかり表現する活動を通して－」

・妻沼西中学校 平成22年11月6日(土)

「心を動かせ、人権問題を解決しようとする生徒の育成
－自分を大切にし、人をいたわる生徒－」

3 人権教育研修会の実施

(1) 各種研修会

・学校人権教育研修会(6、7、8、12月)

「学校同和教育の課題」講師 小野寺一規氏

「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむ」講師 諏訪慎一氏

・人権教育主任研修会(5、7、2月)

・児童生徒支援加配教員研修会(5、7、1月)

・指導委員、研究協力員人権教育研修会(6月)

「学校における人権教育の推進について」講師 諏訪慎一氏

・人権教育主任同和教育研修(7月)

学校人権教育の取組について 小・中各1校の実践発表(秦小、妻沼西中)

「学校同和教育の課題」講師 小野寺一規氏

・管理職同和教育研修会 等

校長対象「学校同和教育の課題」講師 小野寺一規氏

教頭対象「学校同和教育の課題」講師 小野寺一規氏

(2) 各小中学校における校内人権教育研修会

4 人権教育担当指導主事の学校訪問

◎ 社会教育

1 人権同和問題に関する啓発活動

(1) 市報『くまがや』による啓発

年2回（8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて）

(2) 人権・同和問題啓発資料の作成と啓発

- ・啓発冊子「わたしたちに、できること」72,000部作成
(5月毎戸配布及び公民館などでの人権研修会で活用)
- ・成人式にて啓発チラシの配布

(3) その他

- ・市庁舎懸垂幕及び広告塔（市内14ヶ所）での啓発
- ・人権ポスター、標語作品展
平成22年12月6日(月)～10日(金) 庁舎1階ロビー
- ・啓発用うちわ配布（うちわ祭り）
- ・啓発用ポケットティッシュ等の配布
- ・人権啓発用ビデオの貸し出し

2 集会所を拠点とした取組

(1) 小・中学生ハートフル学級の開催

- ・学校数18校（小学校10校、中学校8校）

(2) 成人ハートフル学級の開催

- ・15集会所、35教室開講

3 公民館を拠点とした取組

公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに“差別の実態に学ぶ”研修を実施

- ・32公民館 36回実施 受講者 1,675人

4 ハートフルセミナー「人権問題講演会・指導者養成講座」の開催

ところ：熊谷市立江南総合文化会館ピピア

- ・平成23年1月19日(水)

講師： 笹島千代子氏（青少年育成アドバイザー）

「お父さん お母さん わが子のSOSが届いていますか」

- ・平成23年1月26日(水)

講師： 杉田修一氏（埼玉県人権推進課講師）

「同和問題を考える」

・平成23年2月 5日（土）

講師：江川紹子氏（ジャーナリスト）

「混迷の時代を生きる“命の重さ”～私の取材ノートから～」

5 社会教育関係機関・団体等を対象とした取組

公民館長、小中学校職員、同PTA、市職員等に対する研修の実施

（1）市職員人権問題研修会

・新職員：4月 1回実施

・全職員：7月～9月 参加人数 1, 318人

（2）校内人権教育研修会

（3）各種学級等での研修会

家庭教育学級、市民大学、小中学生への講話等

6 企業を対象とした取組

（1）企業人権問題研修会

・3社 4回派遣 参加者 208人

（2）企業訪問

・人権に関する啓発として市内企業に職員が訪問

（3）ハートフルセミナー「人権問題指導者養成講座」の開催通知の発送

7 熊谷市人権教育推進協議会の取組

学校教育、社会教育関係者及び関係団体、知識経験者により構成

理事会、専門委員会を組織し、同和問題を中心とした人権問題の解決を目指す。

・理事会 平成22年6月2日（水）

・総会 平成22年7月1日（木）

（1）指導者研修（先進地視察）

・平成22年8月18日（水） 群馬県赤城少年院及び富岡製糸場跡

（2）街頭啓発

・平成22年7月21日（水） うちわ祭りにて啓発うちわ配布（3,000本）

（3）児童生徒人権作文集『じんけんくまがや』

・第5集を平成22年12月に発行

- (4) 「人権教育ニュース」
 - ・第9号を平成22年10月発行
 - ・第10号を平成23年3月発行
- (5) 人権に関する意識調査（第5回）
 - ・高校生対象 平成22年11月～12月実施

◎ 人権政策推進事業

- 1 熊谷市同和対策策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議する。

 - ・審議会 平成22年7月28日（水）
 - ・行政視察 平成23年2月14日（月）～15日（火）三重県津市
- 2 大里都市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里都市2市（熊谷市、深谷市）1町（寄居町）で組織する。
- 3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加する。

◎ 生活相談事業

- 1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が相談に応じて、関係機関の紹介や助言を行う。

 - ・窓口相談 2件
 - ・電話相談 5件
- 2 巡回生活相談

市内20集会所において相談所を開設し、生活相談員を中心に相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う。

 - ・巡回生活相談 3件
- 3 住宅資金貸付金償還相談

住宅資金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を促す。

 - ・訪問（延べ件数） 253件
 - ・来訪（延べ件数） 18件

◎ 人権問題啓発事業

1 大里都市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流、促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的として開催

- ・平成22年10月16日（土） 参加者 753人
熊谷市立江南総合文化会館ピピア

2 人権ポスター・標語の募集

- (1) 市内の児童（ポスター6年生・標語5年生）に募集を行い、応募してくれた作品の中から優れた作品を表彰するとともに、人権フェスティバルなどの啓発活動に活用

(2) 人権ポスター・標語作品展

- ・平成22年12月6日（月）～10日（金）
人権週間期間中に児童の優れた作品を市庁舎1階ロビーに展示
保育所（中条・銀座・荒川）の子どもたちの作品展も同時開催

3 その他

(1) 市庁舎に懸垂幕を常掲

- ・「お互いの人権みどり明るい社会」

(2) 啓発物品の作成、配布

(3) 人権尊重都市宣言広告塔設置

- ・市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター等（市内14箇所）

(4) 啓発冊子の作成

- ・「わたしたちに、できること」 72,000部作成

(5) 啓発ビデオ（DVD）の購入

- ・「プレゼント」、「私が私らしくあるために」、「クリームパン」

(6) チューリップの球根の配布

- ・人権の花として市内の小学校 30校、保育所 13園、幼稚園 2園に配布

(7) 人権啓発うちわの配布

◎ 同和対策事業振興補助事業

1 熊谷市同和対策事業振興補助金

熊谷市同和対策事業振興補助金交付要綱に基づき以下の7団体に交付した。

- ・部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・部落解放正統派埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・北埼・埼葛「同和対策」運動連合会熊谷支部
- ・同和会埼玉県連合会大里支部
- ・埼玉：県北同和会妻沼支部

◎ 隣保館運営事業

1 春日文化センター祭の開催

地域住民交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため開催した。

- ・平成22年5月22日（土） 参加者 290人

2 人権講演会の開催

春日文化センター利用者等を対象に、人権講演会を開催した。

- ・平成23年2月8日（火） 参加者 66人

「わたしたちに、できること」講師 大澤 聰社会教育課指導主事

3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催した。

- ・60回開催 参加者 586人

4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励

- ・登録団体 20団体

5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館

- ・各種サークル活動等 604回

- ・運動団体利用、集会所学習等 63回

6 施設の修繕等

- | | |
|-----------|--------------|
| ・浄化槽布設替工事 | 5, 197, 500円 |
| ・廊下修繕工事 | 78, 750円 |

(2) 平成23年度 人権教育・啓発事業計画について

◎ 学校教育

- 1 人権作文集「じんけんくまがや」（第6集）発行
- 2 教育研究委嘱校の発表（平成22年度～平成23年度の委嘱）
 - ・三尻小学校、奈良中学校
 - ・別府小学校、大幡中学校
- 3 人権教育研修会の実施
 - (1) 各種研修会
 - ・学校人権教育研修会（7、8月）
 - ・人権教育主任研修会（5、8、2月）
 - ・児童生徒支援加配教員研修会（5、7、1月）
 - ・指導委員、研究協力員人権教育研修会（6月）
 - ・人権教育主任同和教育研修会（8月）
　学校人権教育の取り組みについて 小・中各1校の実践発表（三尻小、奈良中）
 - ・管理職（校長、教頭）同和教育研修会 等
 - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会
- 4 人権教育担当指導主事の学校訪問

◎ 社会教育

- 1 人権同和問題に関する啓発活動
 - (1) 市報『くまがや』による啓発
年2回（8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて）
 - (2) 人権・同和問題啓発資料の作成と啓発
 - ・啓発冊子「わたしたちに、できること」作成
(5月毎戸配布及び公民館などで人権研修会で活用)
 - ・成人式にて啓発チラシの配布

(3) その他

- ・啓発用うちわ配布（うちわ祭り）
- ・啓発用ポケットティッシュ等の配布
- ・人権啓発用ビデオの貸し出し

2 集会所を拠点とした取組

(1) 小・中学生ハートフル学級の開催

- ・学校数 18 校（小学校 10 校、中学校 8 校）

(2) 成人ハートフル学級の開催

- ・15 集会所、35 教室開講予定

3 公民館を拠点とした取組（市内 39 公民館）

公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに差別の実態に学ぶ研修を実施

4 ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催

- ・平成 24 年 1 月中旬から 2 月上旬の 3 日間

熊谷市立大里生涯学習センター「あすねっと」文化ホールで開催予定

5 社会教育関係機関・団体等を対象とした取組

公民館長、小中学校職員、同 PTA、市職員等に対する研修の実施

(1) 市職員人権問題研修会

- ・新職員：4 月
- ・全職員：7 月～9 月実施予定

(2) 校内人権教育研修会

(3) 各種学級等での研修会

- ・家庭教育学級、市民大学、小中学生への講話等

6 企業を対象とした取組

(1) 企業人権問題研修会

(2) 企業訪問

(3) ハートフルセミナー「人権問題指導者養成講座」の開催通知の発送

7 熊谷市人権教育推進協議会の取組

学校教育、社会教育関係者及び関係団体、知識経験者により構成

さらに理事会、専門委員会を組織し、同和問題を中心とした人権問題の解決を目指す。

- ・理事会 平成23年6月 6日（月）
- ・総会 平成23年6月28日（火）

（1）指導者研修（先進地視察）

- ・平成23年8月10日（水）予定 視察場所 山梨県昭和町風土伝承館ほか

（2）街頭啓発

- ・平成23年7月21日（木）予定 うちわ祭りにて啓発うちわ配布（3,000本）

（3）児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」

- ・第6集を平成23年12月に発行予定

（4）「熊谷人権教育ニュース」

- ・第11号を平成23年10月に発行予定
- ・第12号を平成24年3月に発行予定

（5）人権に関する意識調査「第6回」

- ・小学生対象 平成23年7月又は9月実施予定

◎ 人権政策推進事業

1 熊谷市同和対策策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議する。

- ・審議会 平成23年7月13日（水）

2 大里都市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里都市2市（熊谷市、深谷市）1町（寄居町）で組織する。

3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加する。

◎ 生活相談事業

1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が相談に応じて、関係機関の紹介や助言を行う。

2 巡回生活相談

市内 20 集会所において相談所を開設し、生活相談員を中心に相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う。

- ・4月から毎月 1、2回 午後 1 時 30 分～4時

3 住宅資金貸付金償還相談

窓口や住宅資金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を指導する。

◎ 人権問題啓発事業

1 大里都市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流、促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的として開催する。

- ・平成 23 年度予定 10月 22 日（土）深谷市花園文化会館「アドニス」

2 人権ポスター・標語の募集

(1) 人権ポスター・標語の募集

市内の児童（ポスター 6 年生・標語 5 年生）に募集を行い、応募してくれた作品の中から優れた作品を表彰するとともに、人権フェスティバルなどの啓発活動に活用する。

(2) 人権ポスター・標語作品展

毎年人権週間期間中に、児童の優れた作品を市庁舎 1 階ロビーに展示する。

また同時に、保育所（上須戸・籠原・石原）の子どもたちの作品展も開催する。

3 その他

(1) 市庁舎に懸垂幕を常掲

- ・「お互いの人権みとめて明るい社会」

(2) 啓発物品の作成、配布

(3) 人権尊重都市宣言広告塔設置

- ・市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター等（市内 14箇所）

(4) 啓発冊子の作成

- ・「わたしたちに、できること」作成

(5) 啓発ビデオの購入

- ・2本購入予定

(6) チューリップの球根の配布

- ・人権の花として市内の小学校、保育所、幼稚園に配布予定

(7) 人権啓発うちわの配布

◎ 同和対策事業振興補助事業

1 熊谷市同和対策事業振興補助金

熊谷市同和対策事業振興補助金交付要綱に基づき以下の7団体に交付する。

- ・部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・部落解放正統派埼玉県連合会熊谷支部
- ・北埼・埼葛「同和対策」運動連合会熊谷支部
- ・同和会埼玉県連合会大里支部
- ・埼玉：県北同和会妻沼支部

◎ 隣保館運営事業

1 春日文化センター祭

東日本大震災後ということもあり、利用者団体代表者会議において開催の是非について検討した結果、本年度は中止することとなった。

2 人権講演会の開催

春日文化センターの利用者等を対象に、人権講演会を開催する。

3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催する。

4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励する。

5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館。

6 施設の修繕等

・会議室のエアコンの入替え 998,760円

7 節電対策

- (1) 節電目標 夏期の最大使用電力量を昨年度比で約25%以上の削減
- (2) 節電対策の内容
- ・蛍光灯をはずすなどして、概ね使用率を7割程度に抑える（屋内）
 - ・4基ある夜間照明用の水銀灯のうち1基を消灯する（屋外）
 - ・ロビーのエアコンの使用を中止する
 - ・活動に支障のない限り部屋を仕切り、2台あるエアコンのうち1台の使用を中止する
 - ・設定温度を27°Cとする

熊谷市同和対策審議会条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 244 号

(設置)

第 1 条 同和問題の解決を図るため、熊谷市同和対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議し、答申するとともに、建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 教育長
- (6) 市立小中学校の長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。